

附属書七（第七章関係） 金融サービス

第一条 適用範囲

1 この附属書は、第七章（適用範囲及び定義を含む。）及び投資協定の補足規定を定め、金融サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置について適用する。

2 この附属書の付録は、この附属書第二条2(a)(ii)に規定する活動又はサービスに関するペルーについての特定の例外を定める。

第二条 定義

1 この附属書の適用上、

(a) 「金融サービス」とは、金融の性質を有する全てのサービスであって締約国の金融サービス提供者が提供するものをいう。金融サービスは、全ての保険及び保険関連のサービス並びに全ての銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）から成り、次の活動を含む。

(i) 保険及び保険関連のサービス

- (A) 元受保険（共同して行う保険を含む。）
  - (aa) 生命保険
  - (bb) 生命保険以外の保険
- (B) 再保険及び再々保険
- (C) 保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）
- (D) 保険の補助的なサービス（例えば、相談サービス、保険数理サービス、危険評価サービス、請求の処理サービス）
  - (ii) 銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）
    - (A) 公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ
    - (B) 全ての種類の貸付け（消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む。）
    - (C) ファイナンス・リース
    - (D) 全ての支払及び送金のサービス（クレジット・カード、旅行小切手及び銀行小切手を含む。）

- (E) 保証
- (F) 自らのため又は顧客のために行う次のものの取引（取引所取引、店頭取引その他の方法のいずれで行われるかを問わない。）
  - (aa) 短期金融市場商品（小切手、手形及び預金証書を含む。）
  - (bb) 外国為替
  - (cc) 派生商品（先物及びオプションを含む。）
  - (dd) 為替及び金利の商品（例えば、スワップ、金利先渡取引の商品）
  - (ee) 譲渡可能な有価証券
  - (ff) その他の譲渡可能な証書及び金融資産（金銀を含む。）
- (G) 全ての種類の有価証券の発行への参加（公募で行うか私募で行うかを問わず委託を受けた者として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。）
- (H) 資金媒介業
- (I) 資産運用（例えば、現金又はポートフォリオの運用、全ての形態の集合投資運用、年金基金運

用、保管、預託及び信託のサービス)

(J) 金融資産（有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証書を含む。）のための決済及び清算のサービス

(K) 他の金融サービスを提供する者による金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連ソフトウェアのサービス

(L) (A)から(K)までに規定する全ての活動についての助言、仲介その他の補助的な金融サービス（信用照会及び分析、投資及びポートフォリオの調査並びにそれらについての助言並びに企業の取得、再編及び戦略についての助言を含む。）

(b) 「金融サービス提供者」とは、金融サービスを提供することを希望し、又は提供している者をいう。ただし、「金融サービス提供者」には、公的機関を含まない。

(c) 「新たな金融サービス」とは、金融の性格を有するサービス（既存の又は新たな商品に関連するサービス及び当該商品が納入される態様を含む。）であって、金融サービス提供者によって一方の締約国の区域内においては提供されていないが他方の締約国の区域内又は世界貿易機関の他の加盟国においては

提供されているものをいう。

(d) 「公的機関」とは、次のものをいう。

(i) 締約国の政府、中央銀行若しくは金融当局又は締約国が所有し、若しくは支配する機関であつて主として政府の機能の遂行若しくは政府のための活動の実施に従事するもの（主として商業的な条件に基づき金融サービスの提供に従事する機関を除く。）

(ii) 中央銀行又は金融当局が通常遂行する機能を遂行している私的機関。ただし、当該機能を遂行している場合に限る。

(e) 「自主規制団体」とは、金融サービス提供者に対して、自己の又は委任された規制権限又は監督権限を行使する非政府機関（有価証券又は先物の取引所又は市場、清算機関その他の組織又は団体を含む。）をいう。

(f) 「金融サービスの貿易」又は「金融サービスの提供」とは、次のものをいう。

(i) 国境を越える金融サービスの貿易

(ii) 対象投資財産による金融サービスの提供

2 (a) 第百一条5の規定の適用上、「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、次の活動又はサービスをいう。

(i) 中央銀行又は金融当局が行う活動及びその他の公的機関が金融政策又は為替政策を遂行するために行う活動

(ii) 社会保障又は公的年金計画に係る法律上の制度の一部を形成する活動又はサービス

(iii) 公的機関が政府の勘定のために若しくは政府の保証の下に又は政府の財源を使用して行うその他の活動

(b) 締約国が自国の金融サービス提供者に対し(a)(ii)又は(iii)に規定するいずれかの活動又はサービスについて公的機関又は他の金融サービス提供者との競争を行うことを認める場合には、第百一条5の規定の適用上、「政府の権限の行使として提供されるサービス」には、当該活動又はサービスを含まない。

(c) 第百一条5に定義する「政府の権限の行使として提供されるサービス」は、この附属書の対象となるサービスについては、適用しない。

### 第三条 新たな金融サービス

一方の締約国は、自国の区域内に設立された他方の締約国の金融サービス提供者に対し、自国の区域内において新たな金融サービスを提供することを許可する。もつとも、この附属書は、一方の締約国が、自国の法律において特に認められていない新たな金融サービスの提供を許可するため、行政機関、規制団体又は中央銀行に対し、命令を発出し、又は規制を制定するよう要求することを妨げるものではない。

注釈 第六六条(e)の規定にかかわらず、締約国は、この附属書第八条1の規定の範囲内での信用秩序の維持のため、新たな金融サービスを提供することができる制度上の及び法的な形態を決定し、並びに当該新たな金融サービスの提供について許可を要求することができる。

#### 第四条 支払及び清算の制度

一方の締約国は、内国民待遇を確保しつつ、自国の区域内に設立された他方の締約国の金融サービス提供者に対し、公的機関が運用する支払及び清算の制度並びに通常の業務において利用可能な公的な資金供与及びリファイナンスの制度の利用を認める。この条の規定は、一方の締約国の最終的な決済手段の貸手の利用を認めることを意図するものではない。

#### 第五条 自主規制団体

一方の締約国は、次のいずれかに該当する場合には、自主規制団体が自国の区域内に居住している他方の締約国の金融サービス提供者に対して内国民待遇を与えることを確保する。

(a) 一方の締約国が、他方の締約国の金融サービス提供者に対し、自国の金融サービス提供者と平等に金融サービスを提供するための条件として、当該自主規制団体の構成員となり、当該自主規制団体に参加し、又は当該自主規制団体を利用することを要求している場合

(b) 一方の締約国が、金融サービスの提供に当たり、当該自主規制団体に対して直接又は間接に特権又は利益を与えている場合

#### 第六条 透明性

1 各締約国は、金融サービスに対する規制の透明性を促進する。したがって、両締約国は、適当な場合には、客観的な、かつ、透明性のある規制に関する手続を各締約国において実施するために協議することを約束する。この場合において、両締約国は、次の事項を考慮する。

(a) 両締約国がサービス貿易一般協定の下で及び金融サービスの貿易に関連するその他の場において行う

作業

(b) 規制の透明性、特定可能な政策目的及び明確な、かつ、一貫して適用される規制に関する手続（通知され、又はその他の方法により公に利用可能なものに限る。）の重要性

2 各締約国の権限のある当局は、要請があつた場合には、実行可能な範囲内で、金融サービスの貿易に関連する申請を完了させるための要件及び手続を利害関係者に利用可能なものとする。

3 金融サービスの提供に免許が必要とされる場合には、締約国の権限のある当局は、当該免許を得るための要件及び手続を公に利用可能なものとする。当該締約国の免許に係る法令に基づいて要件を満たしていると認める申請に関する決定を行うために通常必要とされる期間については、次のいずれかでなければならない。

(a) 申請者の要請があつた場合には利用可能であること。

(b) 公に利用可能であること。

(c) (a)及び(b)に規定する方法の組合せにより利用可能であること。

4 各締約国は、第五条の規定にかかわらず、この附属書の対象となる事項に関連する一般に適用される規則であつて自国において採用するもの及び当該規則の目的を実行可能な範囲内で事前に公表する。

注釈 締約国は、この4に規定する規則を事前に公表する場合には、電磁的その他の方法により、利害関係者及び他方の締約国が意見を送付することができる宛先を提供する。

5 各締約国は、一般に適用される規約であつて自国の自主規制団体によつて採用され、又は維持されるものを、利害関係者が知ることができるような方法で、速やかに公表し、又は公に利用可能となることを確保するよう努める。

#### 第七条 迅速な申請手続

1 一方の締約国の権限のある当局は、他方の締約国の金融サービス提供者が提出する金融サービスの提供に関連する申請を不当に遅滞することなく審査する。

2 締約国の権限のある当局は、申請を審査するために申請者から追加の情報を得る必要がある場合には、不当に遅滞することなく、申請を審査するために満たすべき要件を当該申請者に通知する。

3 締約国の権限のある当局は、申請を拒否する場合には、申請者の要請に応じ、実行可能な範囲内で拒否の理由を当該申請者に通知する。

4 金融サービスの提供に免許が必要とされる場合において、免許を与えるに当たつて適用される要件が満

たされているときは、締約国の権限のある当局は、申請の提出が当該締約国の法令に定める要件を満たしていることを認め、原則として六箇月以内に免許を与える。六箇月以内に免許を与えるか否かについて決定を行うことが実現不可能な場合には、当該権限のある当局は、その後の合理的な期間内に当該決定を行うよう努める。

#### 第八条 例外規定

1 第七章から第九章まで及び投資協定のいかなる規定にもかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための措置を採用し、又は維持することを妨げられない。当該措置には、次のものを含む。

(a) 投資家、預金者、保険契約者又は信託上の義務を金融サービス提供者が負う者を保護するための措置

(b) 当該締約国の金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置

2 当該措置については、第七章から第九章までの規定及び投資協定に適合しない場合には、これらの規定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。

#### 第九条 効果的かつ透明性のある規制

1 各締約国は、バーゼル銀行監督委員会の「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」、保険監督者

国際機構の基準及び原則並びに証券監督者国際機構の「証券規制の目的と原則」が自国の区域内において実施され、かつ、適用されることを確保するために最善の努力を払う。

2 この協定のいかなる規定も、締約国に対し、個々の顧客に関する事項及び勘定に関連する情報、公的機関が所有する秘密の情報又は公的機関が専有する情報の開示を要求するものと解してはならない。

#### 第十条 信用秩序の維持のための措置の承認

一方の締約国が、金融サービスに関連する自国の措置の適用方法を決定するに当たり、協定又は取決めに  
より、国際規制機関の構成国を含む第三国の信用秩序の維持のための措置を承認する場合には、他方の締約  
国に対し、同様の規制及び監督が存在し、当該規制が同様に実施され、並びに適当なときは当該協定又は取  
決めの当事者間の情報の共有に関する手続と同様の手続が存在することが可能な状況の下で、当該協定若し  
くは取決めへの他方の締約国の加入について交渉し、又は当該協定若しくは取決めと同等の協定若しくは取  
決めについて交渉するための機会を十分に与える。一方の締約国は、承認を自主的に与える場合には、他方  
の締約国に対し、当該状況が存在するか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

#### 第十一条 情報の移転及び処理

いずれの一方の締約国も、電磁的手段によるデータの移転を含む情報の移転若しくは金融情報の処理又は機器の移転が他方の締約国の金融サービス提供者による通常の業務の遂行にとって必要である場合には、自国の区域内又は区域外への当該情報の移転又は当該金融情報の処理を妨げる措置をとってはならず、また、国際協定に適合する輸入規則に基づく場合を除くほか、当該機器の移転を妨げる措置をとってはならない。この条の規定は、個人の情報、私生活並びに個人の記録及び勘定の秘密を保護する締約国の権利を制限するものではない。ただし、当該権利が第七章の規定又は投資協定（それらの附属書を含む。）を回避するために行使されないことを条件とする。

注釈 ペルーは、金融サービス提供者がデータ処理の相当数を海外に委託しようとする場合には、当該金融サービス提供者に対し、関連する規制団体の事前の許可を書面によって得ることを要求する。

## 第十二条 紛争解決

信用秩序の維持の問題その他の金融の問題に関する紛争について第二百九条の規定に基づいて設置される仲裁裁判所は、紛争の対象となっている特定の金融サービスに関して必要な専門知識を有するものとする。

付録 ペルールの特定の例外

1 第七章の規定及びこの附属書は、締約国が自国の金融サービス提供者に対し、公的機関又は他の金融サービス提供者と競争してこの附属書第二条2(a)(ii)に規定する活動又はサービスを提供することを認める限りにおいて、当該締約国が採用し、又は維持する措置であつて当該活動又はサービスに関連するものについて適用する。ペルーについては、次のいずれかの場合には、第七章の規定及びこの附属書は、当該措置については、適用しない。

(a) 当該活動又はサービスの提供が政府、公的機関又は特定の金融サービス提供者に留保されており、かつ、当該活動又はサービスが他の金融サービス提供者との間で競争が行われることなく提供される場合に、当該活動又はサービス（当該活動又はサービスの提供が政府、公的機関又は特定の金融サービス提供者に留保されているものに限る。）についての保険料に関連する場合

2 この附属書第二条2(a)(ii)に規定する活動又はサービスに関し、ペルーは次のことを行うことができる。

(a) 一部又は全ての活動又はサービスを提供するために、法令上又は事実上、独占企業を指定すること

(一の金融サービス提供者を指定することを含む。)

(b) 社会保障又は公的年金の加入者に対し、関連する保険料の全て又は一部を機関であつて、政府、公的機関又は指定された独占企業以外のものの管理の下に置くことを許可し、又は要求すること。

(c) 社会保障又は公的年金の一部又は全ての加入者が、機関であつて、政府、公的機関又は指定された独占企業以外のものによつて提供される特定の活動又はサービスを選択することを、恒久的又は暫定的に妨げること。

(d) 一部又は全ての活動又はサービスがペルーの区域内に所在する金融サービス提供者によつて提供されることを要求すること。当該活動又はサービスには、一部若しくは全ての保険料の管理又は年金の支給若しくは特定の保険料を用いた他の払戻し（配当）を含むことができる。

3 この付録の適用上、「保険料」とは、この附属書第二条2(a)(ii)に規定する計画若しくは制度に関し、又はそれらに従い、個人により又は当該個人に代わつて支払われる金額をいう。